

償却資産(固定資産税)の申告は1月31日までに

固定資産税における償却資産とは、

土地、家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、その減価償却が法人税法または、所得税法の規定による所得の計算上、損金または、必要経費に算入されているものが対象になります。平成23年1月1日現在に所有されて

いる償却資産については、平成23年度の課税対象となりますので、1月31日までに申告をしていただく必要があります。また、次の資産についても申告してください。

●遊休資産 現在、稼働していないが事業の用に供することができる状態にあるもの
●簿外資産 帳簿上記載されていないが事業の用に供しているもの
●償却済資産 既に減価償却が終わっている資産であ

資産の種類と内容

資産種類	具 体 例
・構築物	煙突、貯水池、水槽、構内舗装、打込井戸、ネオン塔、門、その他土地に定着した土木設備など(本来家屋の一部として評価すべき建物附属設備や内部造作等であっても、建物の所有者以外のもので施工した場合は償却資産になります)
・機械・装置	工作機械、印刷機械、食品製造機械、土木建設機械(ブルドーザー、パワーショベル等)の人または物の運搬を目的としない大型特殊自動車、モーター・ポンプ等汎用機械類、旋盤、コンベアなど
・船舶	貨物船、油槽船、客船、ボート、はしけ、漁船など
・航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
・車輛	フォークリフト等の機械および装置に該当しない大型特殊自動車、自転車、台車など
・運搬具	機、いす、ロッカー、金庫、接続セット、冷蔵庫、測定・工動具、冷庫車、エアコン、自動販売機、医療器具、美容理容器具など

固定資産税・都市計画税は1月1日の現況で課税

土地と家屋の平成23年度固定資産税と都市計画税は、平成23年1月1日現在の現況に基づき、平成23年1月1日現在の所有者に課税されます。

取り壊しや床面積の増減があった場合は、速やかに資産税課までご連絡ください。

●問い合わせ 資産税課

●建設仮勘定資産 建設仮勘定において経理されているものであっても1月1日現在、事業の用に供しているもの

●資本的支出 修理・改良

●減額の範囲 居住部分(120㎡以下、相当分に限る)の固定資産税額の2分の1

●減額の期間 3階建て以上の準耐火構造および耐火構造住宅は新築後7年間、それ以外の住宅は新築後5年間

●手続 認定を受けて新築された住宅であることを証明する書類(認定通知書)の写しを添付して、1月31日までに申請してください。

認定長期優良住宅 固定資産税を減額

「認定長期優良住宅」を新築した場合、その家屋の固定資産税額の2分の1相当額を減額します。

●減額される住宅の要件 平成21年6月4日から平成24年3月31日までに新築されたもの

●併用住宅の場合、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること

●床面積は、専用住宅が50㎡以上280㎡以下、併用住宅は居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下

●この減額と新築住宅に係る軽減を重ねて受けることはできません。他にも、「耐震改修」「バリアフリー改修」「熱損失防止改修」を実施し、その改修が一定の条件に当てはまる場合、固定資産税が減額されます。

●長期にわたり良好な状態で使用することができるように、長期使用構造等が講じられた優良な住宅であるとして、京都府知事が認定した住宅です。

●手続 認定を受けて新築された住宅であることを証明する書類(認定通知書)の写しを添付して、1月31日までに申請してください。

●併用住宅の場合、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること

●床面積は、専用住宅が50㎡以上280㎡以下、併用住宅は居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下

●この減額と新築住宅に係る軽減を重ねて受けることはできません。他にも、「耐震改修」「バリアフリー改修」「熱損失防止改修」を実施し、その改修が一定の条件に当てはまる場合、固定資産税が減額されます。

軽自動車等の廃車手続きはすぐに

所有または使用されていた軽自動車等を盗難・紛失・解体等により、現在所有していない場合、早急に廃車等の変更手続きを行ってください。

車種	手続き・問い合わせ先
●原動機付自転車(総排気量125CC以下) ●農耕作業用自動車(トラクター等) ●小型特殊自動車(フォークリフト等) ●ミニカー	登録・廃車 印かん・ナンバープレート・標識交付証明書を持参のうえ、手続きをしてください。また代理の人が手続きをする場合は委任状が必要です。 ◆問い合わせ 市役所(市民税課)
●二輪の小型自動車(総排気量126CC以上250CC以下)	登録・廃車 ◆問い合わせ 京都運輸支局050-5540-2061
●二輪の小型自動車(総排気量251CC以上)	登録・廃車 ◆問い合わせ 京都運輸支局050-5540-2061
●三輪の軽自動車・四輪の軽自動車	登録・廃車 ◆問い合わせ 軽自動車検査協会075-671-0928

* 税務署からのお知らせ *

確定申告は2月16日から3月15日まで

宇治税務署の確定申告会場は税務署向かいの「鹿六(4階)」です。申告会場「鹿六」では電話による問い合わせはお受けできません。また駐車場に限りがありますので会場へは、電車やバスなどの公共交通機関を利用してください。

※確定申告の期間中、宇治税務署内には申告会場を設けていません。作成済みの申告書等の受け付け、納税、納税証明の発行および用紙の交付のみを行います。

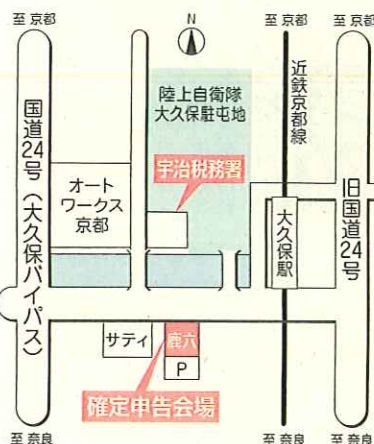
サラリーマンの還付申告

年末調整済みのサラリーマンの還付申告については1月(土・日・祝日を除く)に、宇治税務署で受け付けします。時間は午前9時から

所得税(国税)の申告会場と期間

還付申告(1月以降)	
確定申告(2月16日～3月15日)	
期間	2月1日～3月15日(土・日・祝日を除く)
場所	宇治税務署(宇治市大久保町井ノ尻60番地3)
場所	「食遊館・鹿六」4階(宇治市大久保町井ノ尻56番地)

※時間はいずれも午前9時～午後5時(午後4時30分までにお越しください)。



インフルエンザに備え 感染予防の徹底を

全国的にインフルエンザの感染が広がっています。「うつらない、うつさない」ために、市民の皆さんも感染予防の徹底をお願いします。

感染の拡大を防ぐため、外出時は人込みをできるだけ避け、ていねいな手洗い、うがいを行ってください。万が一感染した場合には、早期受診、早期治療に努めてください。

◆問い合わせ 健康推進課



正しい手洗いの方法



ヒトT細胞白血病ウイルス1型(HTLV-1)から赤ちゃんを守りましょう 1月から妊婦健康診査の検査項目に、HTLV-1抗体検査が追加されます

成人T細胞白血病(ATL)などを引き起こすおそれのあるウイルス。ウイルスを持っていても発病する人はほんの一部ですが、感染原因

の多くは、母乳による母子感染などです。事前に感染を知ることにより、効果的な予防ができます。詳しくは健康推進課まで。

入所児童17日から受け付け 放課後児童健全育成施設

市は平成23年4月からの放課後児童健全育成施設(表)への入所希望を1月17日(月)から受け付けます。

▽対象児童 小学1～4年生で、1カ月に15日以上、施設での保護育成が必要で保護者が次の①②③のいずれかに該当する児童
①就労で昼間の家庭保護ができない場合
②疾病、出産等で保護できない場合
③天災等で被災し、復旧作業で保護できない場合

▽開設日時 月曜日～金曜日の下校時から午後6時30分。土曜日(午前8時30分～午後6時)も開設しますが、事前申請が必要で、▽申し込み 申請用紙を1月7日(金)から各施設、または子育て支援課で配布します。必要事項を記入後、1月17日(月)～31日(月)に各施設(受付時間は午後1時～6時30分)で手続してください。2月1日(火)以降は子育て支援課で3月18日(金)まで受け付けます(午前9時～正午、午後1時～5時15分)。

※入所できる施設は児童が在籍する小学校の校区内の施設です。◆問い合わせ 子育て支援課

小学校区	所在地
八幡小	八幡小学校内
中央小	中央小学校内
有都小	有都小学校内
南山小	南山小学校内
美濃山小	美濃山小学校内
さくら小	男山児童センター内
くすのき小	竹園児童センター内
橋本小	橋本児童センター内



子育て相談

子育てについての悩みごとや困ったことなど、気軽にご相談ください。※来所相談は事前にお電話ください。

月曜～金曜日(祝日除く)午前9時～正午、午後1時～4時

子育て支援センター「あいあいポケット」(男山指月3-11 指月児童センター内/☎983-8747)

第二子育て支援センター「そよかぜ」(八幡三反長10 南ヶ丘第二保育園内/☎981-5009)

【赤ちゃんの広場】 妊婦さんと生後2カ月から1歳半くらいまでの親子が対象。赤ちゃんと一緒に手遊びやふれあい遊びを楽しみましょう。時間は午前10時～11時15分です。下記から1カ所を選び、参加してください。

(★は離乳食展示あり)
保育園で行う赤ちゃんの広場は各保育園に、保育園以外での赤ちゃんの広場は子育て支援センターに、事前に申し込んでください。

▶7日(金)南ヶ丘保育園、わかたけ保育園▶12日(水)南ヶ丘第二保育園▶14日(金)みその保育園▶17日(月)みやこ保育園▶20日(木)美濃山グリーンタウン集会所▶21日(金)有都保育園★、竹園児童センター▶26日(水)橋本児童センター

【サロン】 子育てについて、お母さん同士で気軽にしゃべりましょう。時間は午前10時～11時15分。<そよかぜサロン>
▶18日(火)第二子育て支援センター 対象 妊婦さんと生後2カ月から1歳6カ月くらいの親子
<ひよこサロン>
▶19日(水)子育て支援センター 対象 妊婦さんと生後2カ月から6カ月くらいの親子
※重複参加可能です。

【あそびの広場】 おおむね1歳半から就学前までの親子が対象。時間は午前10時～11時30分です。第二子育て支援センターに事前に申し込んでください。今月は「小麦粉粘土で遊ぼう」です。▶7日(金)▶28日(金)美濃山コミュニティセンター※28日は「自由あそびです」▶12日(水)橋本児童センター

【お話の出前】 市内のあちこちに、お話をもちて出かけます。手遊びや大型絵本の読み聞かせなど。
▶14日(金)午前10時30分～11時30分、川口コミュニティセンター※申し込み不要。就学前のお子さん・お孫さんとお越しください。子育て相談も行っています。問い合わせは子育て支援センターへ。

【お父さんも子育ての主役です】 毎月第2土曜日は、お父さんとお子さんが一緒に遊んでもらえるよう「あいあいポケット」を開設しています。たくさんのお父さんの参加をお待ちしています。▶8日(土)午前9時～正午、午後1時～4時、子育て支援センター

【子育て講座】 「親子ヨーガを楽しもう」▶25日(火)午前10時～11時30分、子育て支援センター 講師 丹羽俊文さん(ヨーガ指導インストラクター)
対象 市内在住未就学児の親子先着15組
持ち物 お茶または水、バスタオル

● 保育園の開放日

※育児相談も行っています。
南ヶ丘保育園(☎981-3125) …13日(木)「正月遊びをしよう」、21日(金)園庭開放
南ヶ丘第二保育園(☎982-3330) …25日(火)「新聞紙で遊ぼう」、19日(水)園庭開放
みその保育園(☎981-8101) …20日(木)「在園児と遊ぼう」、25日(火)園庭開放
みやこ保育園(☎981-2511) …24日(月)「手作りおもちゃで遊ぼう」、25日(火)園庭開放
有都保育園(☎981-0873) …11日(火)「パラバルーンで遊ぼう」、12日(水)園庭開放
わかたけ保育園(☎983-1313) …12日(水)「人形劇を楽しもう」、21日(金)園庭開放
八幡保育園(☎981-7491) …25日(火)室内遊び
山崎保育園(☎981-0982) …19日(水)もちつき
山崎第二保育園(☎981-0700) …19日(水)もちつき
くすのき保育園(☎983-1200) …19日(水)もちつき
ぶどうの木保育園(☎982-9013) …13日(木)ひろばのおもちつき、毎週木曜日園庭開放(雨天中止)

またはヨーガマット・汗ふきタオル 申込み 子育て支援センター



男山保育園(☎982-0701) …8日(土)園庭開放
※時間は午前10時～11時30分です。※申し込み不要。直接、園にお越しください。できるだけ歩いて参加してください。

● 幼稚園の開放日

八幡幼稚園(☎981-0180) …12日(水)「戸外で元気に遊ぼう」、26日(水)園庭開放
八幡第二幼稚園(☎981-6950) …19日(水)「正月遊びをしよう」、13日(木)園庭開放
八幡第三幼稚園(☎982-8566) …19日(水)「作って遊ぼう」、28日(金)園庭開放
八幡第四幼稚園(☎982-2447) …13日(木)「一緒に遊ぼう」、19日(水)園庭開放
橋本幼稚園(☎982-0607) …19日(水)「パクパク人形を作ろう」
有都幼稚園(☎981-0873) …11日(火)「パラバルーンで遊ぼう」、12日(水)園庭開放
早苗幼稚園(☎981-2268) …12日(水)「一緒にあそぼう GO!GO!キッズ!」
※時間は午前10時～11時30分です。(▲は午前10時30分～正午)。
※申し込み不要。直接、園にお越しください。